

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領

	平成15年	10月	1日	機構規程第126号
改正	平成16年	7月	15日	機構規程第28号
	平成22年	3月	31日	機構規程第80号
	平成22年	11月	18日	機構規程第45号
	平成24年	6月	29日	機構規程第7号
	平成26年	11月	19日	機構規程第22号
	平成29年	3月	29日	機構規程第97号
	平成31年	2月	20日	機構規程第52号
	令和3年	3月	22日	機構規程第60号
	令和4年	3月	28日	機構規程第104号

(通則)

第1条 鉄道駅総合改善事業費補助（以下「補助金」という。）の取扱いについては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）及び同法施行令（平成15年政令第293号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、鉄道駅総合改善事業に要する経費の一部を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が補助することにより、鉄道利用に係る一般旅客、高齢者、障害者等の利用の利便性、円滑性及び安全性の向上等を図ることを目的とする。

(対象事業)

第3条 対象事業は、関係する地方公共団体、鉄軌道事業者、地方運輸局等からなる協議会（以下「協議会」という。）において策定された整備計画に基づき、鉄道利用者の利便性、安全性の向上等を図るために必要となる鉄道駅の改良を行う事業であって、生活支援機能、観光案内機能、地域交流拠点機能その他の鉄道利用者や地域住民等の利便性向上、公共交通の利用促進等の観点から鉄道駅の特性に応じて求められる駅空間の高度化に資する機能を有する施設（商業施設、公立保育所及び公立図書館を除く。以下「駅空間高度化機能施設」という。）又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るために必要となる施設（以下「バリアフリー施設」という。）の整備を行う事業とする。

(交付対象等)

第4条 機構は、補助対象者（鉄軌道事業者）が行う鉄道駅総合改善事業に要する経費（軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第21条第2項第4号又は鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第34条第1項第4号の料金によるバリアフリー施設の整備に係る経費を除く。）のうち別表に掲げるもの（以下「補助対象経費」という。）について、予算で定める国の補助金を受け、これを財源として補助対象者に対して補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の $1/3$ （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想に定める生活関連施設（同法第2条第23号イに規定するものをいう。）である鉄道駅において、バリアフリー施設の整備を行う事業については、 $1/2$ ）以内、かつ、地方公共団体の補助額以内の額とする。ただし、駅空間高度化機能施設の整備に係る事業費は、全体事業費の $2/10$ を上回らないものとする。

3 補助対象者は、補助金の交付の対象となる事業と一体的又は関連してその他の事業を実施するよう努めることとし、協議会において、進捗状況等を確認することとする。

（申請手続）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による交付申請書に第2号様式による実施計画書を添付して機構に提出するものとする。

2 補助対象者は、前項に規定する補助金の交付の申請にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に事業ごとの補助率（前条第2項の規定に基づく補助金の額の、補助対象経費に対する比率をいう。）を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知等）

第6条 機構は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、これを審査のうえ、所定の手続きのうえ、交付決定を行い、第3号様式による交付決定通知書（増（減）額の交付決定にあつては第3号の2様式）を補助対象者に送付するものとする。

2 機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 補助対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取下げようとするときは、機構が指定する期日までにその旨を記載した書面を機

構に提出しなければならない。

(計画変更)

第8条 補助対象者は、第2号様式による実施計画書を変更しようとするときは、第4号様式による変更承認申請書に第2号様式による実施計画変更書を添付して、機構に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、国土交通大臣（以下「大臣」という。）が鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱第8条において別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

2 機構は、第2号様式による実施計画書の変更の申請があつたときは、その内容を審査のうえ、所定の手続きのうえ承認し、第5号様式による承認書を補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、第1項ただし書による軽微な変更を行ったときは、第6号様式による変更届に、第2号様式による実施計画変更書を添付して機構に届け出なければならない。

(状況報告)

第9条 補助対象者は、補助事業の実施状況について毎会計年度第2四半期終了後1か月以内及び機構の要求があつたときは速やかに、第7号様式による実施状況報告書を機構に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるとき及び補助事業の遂行が困難となったときは、第7号様式による実施状況報告書を機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、第8号様式による実績報告書を機構に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月20日までに第9号様式による実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項に規定する実績報告にあつては、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第11条 機構は、前条本文に定める実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、所定の手続きのうえ、交付すべき補助金の額を確定し、第10号様式による通知書を補助対象者に送付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 11 条の 2 補助対象者は、補助事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに第 10 号の 2 様式による報告書を機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の報告を受けた場合であって、所定の手続きのうえ、既に交付した補助金を返還させる必要があると認めるときは、補助対象者に対し消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(概算払の請求)

第 12 条 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、第 11 号様式による請求書を機構に提出しなければならない。

(補助金の整理)

第 13 条 補助対象者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第 14 条 補助対象者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるように整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 15 条 補助対象者は、次の各号に掲げる帳簿等を、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める期間保存しておかなければならない。

- (1) 第 13 条及び第 14 条に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第 16 条 補助対象者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

ない。

(取得財産等の処分の制限)

第 17 条 補助対象者は、取得財産等（適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる財産及び同令第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同令第 13 条第 4 号又は第 5 号の規定により理事長が定める財産に限る。）について、補助事業の完了後においても、理事長が別に定める期間は理事長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(監督)

第 18 条 機構は、必要と認めるときは、補助対象者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 制定前の交付要領（鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領（平成 11 年事業団達第 20 号））4 に規定する会社が前項に規定する日以前に補助事業を完了した場合における第 14 ～ 18 の適用については、従前の例による。

附 則(平成 16 年 7 月 15 日機構規程第 28 号)

この取扱要領の一部改正は、平成 16 年 7 月 15 日から適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日機構規程第 80 号)

この取扱要領の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 11 月 18 日機構規程第 45 号)

この取扱要領の一部改正は、平成 22 年 11 月 18 日から施行し、平成 22 年度以降の補助金に係る財産から適用する。

附 則(平成 24 年 6 月 29 日機構規程第 7 号)

この取扱要領の一部改正は、平成 24 年 6 月 29 日から適用する。

附 則(平成26年11月19日機構規程第 22号)

- 1 この取扱要領の一部改正は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）の施行の日から施行する。
- 2 この要領の改正の際、現に改正前の要領に基づく法定協議会が補助対象者となっている場合の改正前の取扱要領第3条第2号に位置づけられた事業については、なお従前の例による。

附 則(平成27年 4月 9日機構規程第 6号)

この取扱要領の一部改正は、平成27年4月9日から適用する。

附 則(平成29年 3月29日 機構規程第 97号)

- 1 この取扱要領の一部改正は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この取扱要領の改正の際、現に改正前の取扱要領に基づき実施されている補助事業については、なお従前の例による。

附 則(平成31年 2月20日 機構規程第 52号)

- 1 この取扱要領の一部改正は、平成31年2月20日から適用する。
- 2 平成30年度補正予算（第2号）における第3条の対象事業は、地方公共団体等が指定した浸水想定区域に位置する鉄道駅について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るために必要となる施設の整備を行う事業とする。

附 則(令和 3年 3月22日 機構規程第 60号)

- 1 この取扱要領の一部改正は、令和 3年 3月22日から適用する。

附 則(令和 4年 3月28日 機構規程第104号)

- 1 この取扱要領の一部改正は、令和 4年 3月28日から適用する。
- 2 この取扱要領の改正の際、現に改正前の取扱要領に基づき実施されている補助事業については、なお従前の例による。

別 表

補助対象経費は、当該年度の総工事費のうち、次に掲げる費目とする。

費 目	費 目 の 区 分
本工事費	土木費
	線路設備費
	電路設備費
	停車場設備費
	駅附帯設備費（注）
附帯工事費	
用地費	

（注）駅空間高度化機能施設の整備については、土木工事、建築工事その他の駅や建物と一体となった部分の整備に係る経費のみを対象とし、器具、装飾品その他の設備整備に係る経費を含まないものとする。

(第 1 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

住 所
名 称

鉄道駅総合改善事業費補助金交付申請書

年度における鉄道駅総合改善事業に係る鉄道駅総合改善事業費補助金
円を交付されるよう独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄
道駅総合改善事業費補助取扱要領第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助対象経費の使用方法及び事業の計画
年度の補助事業に関しては、第 2 号様式の 年度補助事業実施計画書中の
当該年度の欄に記載のとおり。
- 3 関係地方公共団体等からの補助状況等
当該年度の地方公共団体からの補助金等の金額（予定）

出 資	円
補助金	円

(第2号様式)

年度補助事業実施計画（変更）書

1 補助事業の目的及び内容

2 補助対象経費の内訳

(単位：円)

費 目	補 助 事 業 計 画 額				完了予定 期 日	備 考
	計 画 額	年度まで（実績）	年 度	年度以降		
合 計						

(注) 1 補助事業の費目ごとに経費の積算をした書類（別添様式）を添付すること。

2 計画額の変更の場合は、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。

3 その他必要な書類を添付すること。

(第 2 号様式－別添)

年 度 補 助 事 業 実 施 計 画 経 費 積 算 書

(単位：円)

費 目	内 容	積 算 内 訳

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度鉄道駅総合改善事業費補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領（平成15年10月1日機構規程第126号。以下「取扱要領」という。）第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円
- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）及び同法施行令（平成15年政令第293号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び取扱要領に従わなければならない。
 - (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、国土交通大臣が別に定める軽微な変更を除き、遅滞なく補助事業実施計画変更承認申請書（第4号様式）を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に提出し、承認を受けなければならない。
 - (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を機構に返還すべき場合が生じたときは、機構が指定する期日までに返還しなければならない。
 - (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同令第13条第4号又は第5号の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長（以下「理事長」という。）が定める財産に限る。）は、補助事業完了後においても、理事長が定める期間は、理事長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における取扱要領第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は 年 月 日とする。

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度鉄道駅総合改善事業費補助金増（減）額交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度鉄道駅総合改善事業費補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領（平成15年10月1日機構規程第126号。以下「取扱要領」という。）第6条の規定により、下記のとおり増（減）額を交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
既決定補助金の額	円
今回増（減）額する補助金の額	円
年間補助総額	円

- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）及び同法施行令（平成15年政令第293号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び取扱要領に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、国土交通大臣が別に定める軽微な変更を除き、遅滞なく補助事業実施計画変更承認申請書（第4号様式）を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を機構に返還すべき場合が生じたときは、機構が指定する期日までに返還しなければならない。
- (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同令第13条第4号又は第5号の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長（以下「理事長」という。）が定める財産に限る。）は、補助事業完了後においても、理事長が定める期間は、理事長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 3 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における取扱要領第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は 年 月 日とする。

(第4号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

住 所
名 称

補助事業実施計画変更承認申請書

年度における鉄道駅総合改善事業費補助事業について、別紙のとおり
計画を変更したいので、承認されるよう申請します。

(添付書類) 年度補助事業実施計画変更書

(第5号様式)

番 号

承 認 書

殿

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度の補助
事業実施計画の変更については、承認する。

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

(第6号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

名 称

補 助 事 業 実 施 計 画 変 更 届

年度における鉄道駅総合改善事業費補助事業について、別紙のとおり
計画を変更したのでお届けします。

(添付書類) 年度補助事業実施計画変更書

(第7号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

名 称

補 助 事 業 実 施 状 況 報 告 書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領（平成15年10月1日機構規程第126号、以下「取扱要領」という。）の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった補助事業の実施状況について、取扱要領第9条第1項又は第9条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

（別 紙）補助事業実施状況表（第7－2号様式）

又は

（別 紙）補助事業実施状況表（第7－3号様式）

又は

（別 紙）補助事業実施状況表（第7－4号様式）

(第7-2号様式)

年 度 補 助 事 業 実 施 状 況 表

(単位：円)

[illegible]

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
3 その他必要な書類を添付すること。

年 度 補 助 事 業 実 施 状 況 表

(単位：円)

費 目	計 画 額 A	3月末までの実績 見込額 B	計 画 額 との差額 A－B	計 画 額 と の 差 額 の 内 訳			備 考
				年 度 内 に 完 了 し な い 分	遂 行 が 困 難 と な っ た 分	そ の 他	
合 計							

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
3 その他必要な書類を添付すること。

(第7-4号様式)

年 度 補 助 事 業 実 施 状 況 表

(単位：円)

費 目	計 画 額 A	年 月 日 ま での 実 績 見 込 額 B	計 画 額 と の 差 額 A－B	計 画 額 と の 差 額 の 内 訳		備 考
				遂 行 が 困 難 と な っ た 分	そ の 他	
合 計						

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
3 その他必要な書類を添付すること。

(第8号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

名 称

補 助 事 業 完 了 実 績 報 告 書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領
(平成15年10月1日機構規程第126号、以下「取扱要領」という。)第6条の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった補助事業の完了実績について、取扱要領第10条本文の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙1) 補助事業完了実績表

(別紙2) 鉄道駅総合改善事業費補助金(総合改善事業)精算調書

年 度 補 助 事 業 完 了 実 績 表

(単位：円)

費 目	本 年 度 計 画 額	本 年 度 実 績 額	計 画 額 と の 差 額	本 年 度 実 績 の 概 要	備 考
	A	B	A－B		

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
3 その他必要な書類を添付すること。

年度鉄道駅総合改善事業費補助金精算調書
(総合改善事業)

(単位：円)

費 目	交 付	計 画 額	実 績 額	計 画 額	精 算	概 算 払	差引補助金	備 考
	決 定 額			との差額	補助金額	受領済額	未受領済額	
	A	B	C	D	E	F	H = E - F (△返還)	
合 計								

(注) 1 交付要領第8条に基づき、当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。

2 その他必要な書類を添付すること。

(第9号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

名 称

補 助 事 業 年 度 終 了 実 績 報 告 書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領（平成15年10月1日機構規程第126号、以下「取扱要領」という。）第6条の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から通知があった補助事業の年度終了実績について、取扱要領第10条ただし書きの規定により別紙のとおり報告します。

（別 紙）補助事業年度終了実績表

年度補助事業年度終了実績表

(単位：円)

費 目	計 画 額 A	実 績 額 B	計 画 額 との差額 A－B	進 捗 率 B/A(%)	今後の実績見込額		備 考
					繰 越 額	そ の 他	
合 計							

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

(第10号様式)

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

鉄道駅総合改善事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって完了実績報告のあった補助事業の実施については、これを認定し、鉄道駅総合改善事業費補助金の額を下記のとおり確定したので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領（平成15年10月1日機構規程第126号）第11条の規定により通知する。

記

- (1) 確定補助金額 円
- ((2) 返還すべき補助金の返還期日は 年 月 日とする。)

(注) カッコ書きは、必要に応じ、記載すること

(第 10 号の 2 様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

名 称

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知を受けた補助事業の実施について、鉄道駅総合改善事業費補助交付要領（平成 15 年 10 月 1 日機構規程第 126 号。以下「要領」という。）第 11 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（要領第 11 条第 1 項による額の確定額）

円

2. 完了実績報告書提出時における要領第 5 条第 2 項に規定する消費税等に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う要領第 5 条第 2 項に規定する消費税等仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額（3. - 2.）

円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(第 1 1 号様式)

番 号
 年 月 日

獨立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

名称

鉄道駅総合改善事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領第12条の規定により請求します。

記

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 鉄道駅総合改善事業費補助金交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 概算払請求額 | 円 |
| 3 | 概算払請求額算出基礎 | |

費 目	計画額	建設等に要 する資金の 額	概算払可能 額	前回までの 概算払累計 額	今回概算払 予定額
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)